

GOTO NORIKO

後藤紀子

ごとうのりこ

<https://kisosaki-gotonoriko.com>



議会一般質問

現在までの後藤紀子の一般質問です。

- 女性管理職の比率について
- 移住促進に向けた取り組み
- 子ども議会の常設を
- 児童扶養手当の誤支給

詳細は裏面をご参照ください。

木曽岬町議会議員 後藤紀子です。
「子どもが輝く木曽岬へ」
「医療費窓口払いがゼロになりました」

医療費窓口払いをゼロする政策を以前から議会で訴えてきました。

この政策は町民にも行政に良い制度です。木曽岬町は、7歳以上の子どもや高齢者・障がい者においては償還払い方式(後から医療費を返付する方式)を取っています。この方式は窓口での個人の支払いが必要となります。支払い後の流れは以下になります。

- ①各医療機関が国保連合に領収証明書を送付。
→領収証明書1枚につき費用が発生。その費用を町が負担。負担分の支払いで振込手数料も発生。
- ②窓口で支払った住民に対し助成決定の通知書を発行・助成金振り込み。
→手数料やそこに関わる人件費も発生し税金の無駄。

この問題を議会で指摘していました。

そして、この度医療費窓口払いがゼロになりました。住民の満足度の向上と無駄を省くため、一人の町民としての気持ちをそのままに、議員として戦い続けています。

後藤紀子の3つの公約

1

子どもが輝く木曽岬へ
未来を支える子ども達がまん
なかで主役になれるようにし
ます！

2

どこよりも住みやすい町へ
偏見や差別のない、誰もが住
みやすい町になるよう働きか
けます！

3

議会の見える化の実現へ
わかりやすく風通しの良い議
会を目指します！

女性管理職の比率について

女性活躍が叫ばれるこの時代に、議員になった時に、女性の課長が1人もいないことに、ものすごく違和感を感じました。

- 女性活躍が叫ばれるこの時代に女性の課長が1人もいないのはどういった経緯でこの状況になっているのか、町長の考えをお聞かせ下さい。
- 現状として、残業が多く家庭のことが回らないのでそもそも残業を減らす努力をすべき。それは男性にとってもメリットがあります。家庭のことを女性だけが担うのは時代錯誤で、男性も休暇を取って育児に参加すべきです。
- 仕事か子供か、今はどちらかを選ぶ時代ではなく、そこで仕事を選ぶ女性ばかりになってしまふと子供は増えません。昇格するのは年功序列ではなく出勤年数ではなく能力のはずです。
- なぜなりたがらないかを考え、田舎から都会へ若い女性の流出が止まらないと嘆く前に、個人の意識を変えなければ滅んでいくと少しでも意識していただければと思い質問しました。

移住促進に向けた取り組み

このまま人口が減っていくのをただ受け入れるだけではなく、やれることは何でもやるという姿勢は必要ではないでしょうか。

- 木曽岬町人口は今年中には6000人を下回ってしまいそうな勢いです。国立社会保障・人口問題研究所が、2045年には3700人まで落ち込んでしまうという研究結果を出しております。
- 国の制度として移住支援金制度というものがあります。これは、2人以上の世帯で100万円、今年の4月からは拡充され18未満の子供には1人につきプラスで30万円支給されます。支援金の負担ですが、国が1/2・県が1/4・町が1/4の負担となるようです。この施策に木曽岬町は入っていません。
- 木曽岬は人口が減っているのにこの制度になぜ参加していないのか、また、移住促進に向け移住コーディネーターを設置し、町のPR活動をするお考えはないのか質問しました。



メールアドレス

noricopy@gmail.com

ホームページ

<https://kisosaki-gotonoriko.com>

子ども議会の常設を

様々な角度から見ても子ども議会の常設化をすることはメリットしかないようと思えます。

- 当町では年に1度 子ども議会が開催されています。小学6年生を対象に子ども目線から町政へ質問を投げかけ、中学2年生を対象としたふるさと懇談会も年に1度開催されます。こういった取り組みを実施している当町は素晴らしいと感じております。
- 山形県遊佐町(ゆざまち)は少年議会を常設化しています。町内在住の中学生・高校生を対象に少年町長、少年議員を選挙にて選びます。少年町長・少年議員の任期は1年で、その間、年間45万円の予算を少年議会の政策に使用します。
- 今年4月にこども家庭庁が創設されました。こども基本法も同時に施行(しこう)され、子供の権利を守ることが明文化されたことは大きな進歩だと思います。子ども議会の常設化をすべきだと考えており、質問しました。

児童扶養手当の誤支給

報道発表したからそれで終わりというのではなく、町民としては納得いかない部分がありましたので質問させていただきました。

- 児童扶養手当は、ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度であり、その支給額が少なく算出されたというのはあってはならないことです。
- 誤支給の理由が「確認および理解不足」というのはあまりにも杜撰で、三重県内の29市町中、誤支給をしてしまったのは3つの町だけです。なぜ理解ができるまで繰り返し確認をしなかったのか疑問は増すばかりです。
- 慣れない作業ではあったと考えられますが、慣れない作業であったからこそ課内で確認し合う必要があるはずです。
- 十分反省をしているかとは思うのでこれ以上深堀はしませんが、他の課にも共通して言えることなのですべての課でもう一度体制を見直してもらいたいです。